

滋 障 福 第 2 1 1 0 号  
令和 3 年 (2021年)11月 2 日

指定障害福祉サービス等事業所 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

### 障害者虐待防止および身体拘束等の適正化の推進について

平素は、本県の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、先般の報酬改定等において、運営基準に障害者虐待防止および身体拘束等の適正化の推進のために施設・事業所が取り組むべき事項が盛り込まれたところです。

令和 4 年 4 月以降、現在、努力義務とされている項目が義務化されることを踏まえ、改めて、その内容を別添のとおり、お知らせいたしますので、遺漏のないよう御確認をお願いいたします。

なお、厚生労働省において、小規模な事業所での望ましい取組方法等について、調査研究が行われ、その具体的手法が示される予定であるため、情報提供があり次第、追ってお知らせいたします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
企画・指導係  
[TEL:077-528-3544](tel:077-528-3544)  
e-mail:ec0002@pref.shiga.lg.jp

# 障害者虐待防止の更なる推進（1）

令和3年度の報酬改定等に伴い、運営基準に以下の内容が組み込まれました。

①従業者への研修実施（義務）

②虐待防止のための対策を検討する委員会として、

「**虐待防止委員会**」を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務）

※令和3年度は努力義務

③虐待の防止等のための責任者の設置（義務）

上記は運営規程への記載が必要です

# 障害者虐待防止の更なる推進（２）

## ● 「虐待防止委員会」の役割

虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等です。

※小規模な事業所においても過剰な負担にならず、効果的な取組みが行えるような取扱いができます。

### 【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす
- ②事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可
- ③委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が出席すればよく、最低人数は設けない

# 身体拘束等の適正化の推進（１）

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において、施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も含め対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算（令和５年４月から適用）」を創設する

## 【対象】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

# 身体拘束等の適正化の推進（２）

## 【運営基準】

- ・ 以下の②～④の規定を追加。

※②～④の規定は、令和３年４月から努力義務化され、令和４年４月から義務化。

- ・ 訪問系サービスは、①～④を新たに規定。

※訪問系サービスの①の規定は、令和３年４月から義務化。②～④の規定は、令和３年４月から努力義務化され、令和４年４月から義務化。

- ①身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

# 身体拘束等の適正化の推進（3）

## ● 減算について

身体拘束等の適正化の推進に係る運営基準（前頁参照）の①～④のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する

（身体拘束等廃止未実施減算 5単位／日、減算の対象は利用者全員）

※②～④については、令和5年4月からの適用となる。

※訪問系サービスについては、①～④までの全てが令和5年4月からの適用となる。

減算が適用される期間は、運営基準のいずれかを満たしていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。